

別表
 一般競争入札対象工事
 公告日:平成24年7月6日

入札に付する工事概要				企業要件				技術要件	入札事務に関する事項								その他						
工事名	工事場所	工事概要	工期	予定価格	入札方式		業種	ランク	地域要件	企業実績	技術者の資格	入札手段	申請書提出期間	入札書提出時の添付書類(各様式の添付資料を含む。)	事前条件確認通知日(予定)	事前条件確認において競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明提出期限(予定)	質問受付期間	開札日時	開札場所	落札決定日(予定)	事後条件確認において競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明提出期限(予定)	最低制限価格対象案件	質問提出先
					契約後VE	事後審査方式																	
下庄町本郷地内(市道下庄9号線ほか10線)屋生地区農業集落排水事業に伴う配水管移設工事	亀山市下庄町地内	【下水道補助】 1工区 本設 EFφ 150 L=465.4m 本設 PPφ 50 L=17.5m 本設 PPφ 20 L=3.0m 2工区 本設 PPφ 50 L=116.5m 本設 PPφ 40 L=1.5m 仮設 PPφ 50 L=84.5m 2-1工区 本設 PPφ 20 L=22.0m 仮設 PPφ 20 L=22.0m 3工区 本設 PPφ 50 L=3.0m 本設 PPφ 25 L=176.0m 仮設 PPφ 25 L=84.0m 4工区 本設 PPφ 50 L=100.0m 仮設 PPφ 50 L=94.0m 5工区 本設 PPφ 50 L=5.0m 本設 PPφ 20 L=18.0m 仮設 PPφ 20 L=10.0m 6工区 本設 PPφ 50 L=4.0m 本設 PPφ 20 L=58.0m 仮設 PPφ 20 L=58.0m 7工区 本設 PPφ 30 L=328.5m 本設 PPφ 20 L=9.0m 仮設 PPφ 30 L=329.5m 仮設 PPφ 20 L=3.0m 【下水道単独】 1工区 本設 EFφ 150 L=49.0m 本設 PPφ 20 L=3.0m 2-1工区 本設 PPφ 20 L=25.0m 仮設 PPφ 20 L=23.5m 5工区 本設 PPφ 20 L=10.0m 仮設 PPφ 20 L=10.0m 6工区 本設 PPφ 30 L=12.0m 仮設 PPφ 20 L=12.0m 7工区 本設 PPφ 50 L=0.5m 本設 PPφ 30 L=20.5m 仮設 PPφ 30 L=21.5m 7-1工区 本設 PPφ 20 L=30.0m 仮設 PPφ 20 L=30.0m 7-2工区 本設 PPφ 20 L=16.5m 仮設 PPφ 20 L=17.5m 【水道単独】 1工区 本設 EFφ 150 L=67.5m 本設 PPφ 50 L=2.0m 3工区 本設 PPφ 25 L=53.5m 消火栓 N=3基	契約締結日から平成25年3月8日(金)まで	事前公表は行わない。	—	○	土木一式工事	—	亀山市に本店を有する者であること。	亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程(平成17年亀山市訓令第30号)第3条第1項の規定による格付の等級が、水道工事の区分におけるA級に該当する者。	1級土木施工管理技士の資格を有すること。 監理技術者にあつては、監理技術資格者証及び監理技術者講習終了証を有すること。	郵便入札(一般書留又は簡易書留)	平成24年7月6日(金)から平成24年7月12日(木)まで	配置予定の主任技術者等の資格がわかるもの 本工事に係る参加資格事前確認通知書の写し 本工事に係る工事費内訳書	平成24年7月13日(金)	平成24年7月18日(水)	平成24年7月6日(金)から平成24年7月20日(金)まで	平成24年8月1日(水)午後1時30分	亀山市役所3階 理事者控室	平成24年8月6日(月)	平成24年8月8日(水)	—	総務部契約監理室(連絡先下記参照)

〔注意事項〕
 「入札に付する工事概要」
 入札方式の契約後VEに○がある場合は、契約後VE方式の工事です。
 入札方式の事後審査方式に○がある場合は、事後審査方式の工事です。
 予定価格については事前公表はいたしません。

「競争参加資格に関する事項」
 技術要件(技術者要件)における監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

「入札手段に関する事項」
 郵便入札の送付方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、平成24年7月31日を配達指定日とした上で、亀山市本丸町577番地 亀山市長(総務部契約監理室)宛に送付してください。
 入札書の到達期日は平成24年7月31日(火)とします。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。

「その他」
 最低制限価格設定案件に○がある場合は、亀山市契約規則第8条で規定する最低制限価格を設定している工事です。

総務部契約監理室連絡先
 TEL 0595-84-5028
 FAX 0595-82-3883
 メール keiyaku-c@city.kameyama.mie.jp